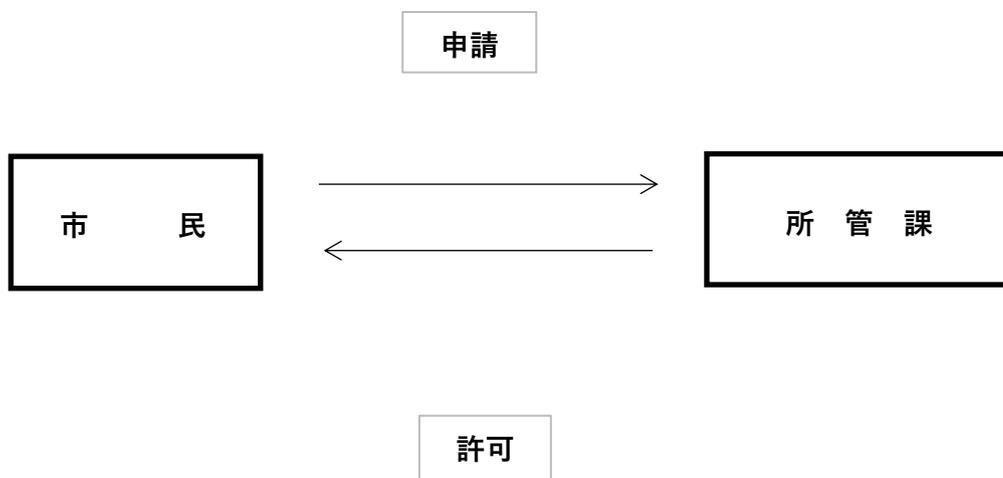


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	
処 分 の 概 要	下水道事業受益者負担金の農地等による徴収猶予の決定を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第20号)	
条 項	第7条	
所 管 課	上下水道料金課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1か月	
標準処理期間	計	1か月
審査基準	徴収猶予基準表に基づく現況確認による	
<p>【根拠法令等】 松山市下水道事業受益者負担に関する条例 第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ現に所有し、または地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。 (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>【審査基準】 松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第10条 条例第7条の規定による負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(第12号様式)又は下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(第13号様式)に徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して管理者に申請しなければならない。 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、徴収猶予基準表(別表第1)に基づきその適否を審査決定し、その結果を下水道事業受益者負担金(徴収猶予・減免の適否)決定通知書又は下水道事業受益者負担金(徴収猶予・減免の適否)決定通知書により申請者に通知するものとする。 3 負担金の徴収猶予を受けた者は、徴収猶予の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に申し出なければならない。 4 管理者は、前項の規定による申出があったとき又は申出をなすべき事実が判明したときは、直ちに徴収の猶予を取り消し、適当であると認める方法により徴収することができるものとする。 5 同一受益者における同一理由の徴収猶予期間の更新は、認めない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※事案ごとに処理期間は異なります。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。